

● 平成二十三年第四回定例会

# 議会だより

## ● もくじ

|               |            |
|---------------|------------|
| 審議された議案と結果    | ..... P 2  |
| 一般質問          | ..... P 4  |
| 決算特別委員会審議要旨   | ..... P 12 |
| 委員会活動報告       | ..... P 15 |
| (表紙写真 消防団出初式) |            |

第141号

平成24年 2 月

発行／喜茂別町議会 編集／喜茂別町議会  
議会広報編集委員会



# 平成23年第四回定例議会

## 審議された議案と結果

第四回定例会は、12月13日から14日までの2日間の会期で行われ、

冒頭、町長から損害賠償訴訟が結審したこと、今年度の農産物の作況についての2件、教育長から喜茂別保育所におけるフッ化物洗口についての行政報告があり、続いて、松橋議員・近藤議員・堀議員・菊地議員・日下議員から一般質問が行われました。

議案の審議については、決算特別委員会（菊地光男委員長）で審査された平成22年度各会計の決算が認定されたほか、町税条例の改正、後志広域連合規約の変更、補正予算など議案8件と、議員発議による議会の議決すべき事件を定める条例、意見案2件が審議され、いずれの案件も原案どおりに可決されました。

認定  
第1号  
認定  
第2号  
認定  
第3号  
認定  
第4号  
認定  
第5号

平成22年度一般会計歳入歳出決算認定

平成22年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

平成22年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

平成22年度老人保健特別会計歳入歳出決算認定

平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定  
第6号  
認定  
第7号

平成22年度簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定

平成22年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

（認定第1号から認定第7号までの各会計の決算については、認定されました。）

議案  
第1号

町税条例の一部を改正する条例の制定

厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、地方税法等の改正が行われましたが、それに伴い、町税条例の改正を行うものです。

原案可決

議案  
第2号

後志広域連合規約の変更に関する議決

後志広域連合で処理をしている事務のうち、滞納整理に関する町村負担割について、均等割35%、処理件数割65%と定められていましたが、均等割は同率の35%、処理件数割を50%、徴収実績割を15%に改める改正であります。

原案可決

議案  
第3号

町税条例の一部を改正する条例の制定

東日本大震災からの復興に関する法律等の改正に伴うもので、東日本大震災に係る雑損控除額控除額等の特例の改正を行うものです。

原案可決

議案  
第4号

## 平成23年度一般会計補正予算（第10回）

歳入では、平成24年度に施工予定の町道旧停車場線の財源として活力創出基盤整備交付金2千3百49万2千円、除雪トラック購入事業費減に伴う起債借入額7百20万円等の減、歳出では、町営住宅給湯設備修繕料等55万円、IP告知端末ケーブル移設工事等2百80万円、障害者福祉給付金等7百万円、未来につなぐ森づくり推進事業等3百38万7千円、町道旧停車場線改良舗装工事3千95万円、給食センター給湯貯湯タンク取替工事1百50万円、その他経費2百43万1千円、財政調整基金積立金及び事業確定等による減額2千9百36万5千円で、1千9百25万3千円を追加し、予算総額は26億2百4万1千円となります。

原案可決

議案  
第5号

## 平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

平成22年度後志広域連合分賦金の確定に伴う返還金1千4百64万円の補正で、後志広域連合分賦金2百86万2千円の増額と、国保基金に1千1百77万8千円を積立し、予算総額は7千9百35万7千円となります。

原案可決

議案  
第6号

## 平成23年度簡易水道事業等特別会計補正予算（第2回）

事業確定等による不用額70万円を減額し、予算総額は7千6百85万円となります。

原案可決

議案  
第7号

## 平成23年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）

職員の扶養親族の増により15万6千円を追加し、予算総額は1億2千1百7万5千円となります。

原案可決

発議案  
第1号

## 議会の議決すべき事件を定める条例の制定

地方自治法の一部を改正する法律によって、総合計画の策定義務と議会の議決事項について削除されましたが、これはそれぞれの地方公共団体において判断すべきとする、地方分権推進の考えによって改正されたものであります。

喜茂別町の最上位計画である総合計画に係る基本構想と実施計画は、議決すべき事件として判断して本条例を制定したものです。

原案可決

意見案  
第1号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

提出者 越後耕司議員

賛成者 館内 榮議員 松橋正樹議員

原案可決

意見案  
第2号

環太平洋経済連携協定に反対する意見書

提出者 菊地光男議員

賛成者 近藤勝己議員 堀 浩和議員

原案可決

TPP及び遊休農地対策

農・商・工連携事業の推進で農業対策を進めるべき

六次産業化の推進により担い手対策等の推進を図る



松橋 正樹議員

松橋

国が進めるTPPの参加は日本の農業にとって大きな影響を及ぼすもので、特に本町のような耕作面積が少なく、多品種大量生産ができない農業所得の低い地域にとっては、TPPに対する新たな農業対策が必要と考えます。

一次産業である農業所得の減少は、地域の経済だけでなく、担い手対策や遊休農地対策にも大きく影響するものと思われ、その対策として、国が進める六次産業化や北海道が進める農・商・工連携による新たな取り組みにチャレンジできるような事業を積極的に進めて欲しいが、町長の見解を伺いたい。

また、有休農地対策は担い手にとって大きな課題であり、農業所得向上に向けた新たな取り組みや、商工・観光と連携した都市との交流を含めた観光農園などの新たな取り組みも必要と思いますし、遊休農地対策として、空き家バンクや空き地バンクの情報提供も必要だと思いますが、町としての考えを伺います。

町長

TPPへの参加につきましては、本町の農業の状況からして、その危機意識を明らかにするタイミングではないかと考えております。

農業所得の減少は、担い手対策や遊休農地対策のみならず、商工業への波及を含めた、本町の経済全般に影響を及ぼす重要な課題であります。

農業所得を上げるには、本町の地形等の条件から、大規模な土地利用型農業では限界があり、

効率化を図りながら農業生産性を上げながら、より付加価値を高める取り組みを農業のみだけでなく、商業・工業と連携した六次産業化を地域全体で進めることが重要であると認識しております。

本町では、六次産業化に関連する団体等の有識者で構成する産業活性化検討委員会より、5点にわたる提言について、答申を受けたところであります。

また、地域資源を活用した農工商連携による六次産業化の創出を図るため、北海道から地域再生プロジェクト事業の取り組みの認定をいただきました。

この中で、六次産業化の推進や担い手対策、観光事業の推進の検討を行い、新たな取り組みにチャレンジできる環境づくり、実施できる核づくりを進めてまいりたいと考えております。



交流セミナーそばづくり体験



喜茂別町における環境問題

## 土質検査等をして環境を整える必要がある

### 早い機会の水質検査と旧処分場の再点検を行う

#### 松橋

富士見台の旧ゴミ処理場で泥水だけでなく、赤さびのような水溜りがあった。

喜茂別川の上流と隣接する場所ので環境汚染の危険性が問われると思うので、土質検査等をして環境を整える必要があると思います。考えを伺います。

#### 町長

旧処分場については、停止後相当の期間が経過しておりますので、安定化が図られていくものと思われませんが、河川と隣接する地域であることから、早い時期に水質検査を実施するとともに、来年度においては自然災害等を加味した旧処分場の再点検を実施することとしております。

けられますが、今後の町道の新規改良と改修の方針を伺いたい。

#### 町長

喜茂別小学校から火葬場に至る町道喜茂別鈴川線は、幅員が狭く見通しが悪い箇所があり、改善の必要があるものと認識しており、幅員や路線線形を考慮して危険箇所の解消等に向け、対応してまいりたいと考えております。

今後の町道の新規改良と改修の方針であります。路面・路盤の危険度、交通量、主要道路との連絡性などを考慮しながら、優先順位を決定して進めてまいります。

#### 松橋

旧停車場線の改良工事をこの時期にやっているが、時期を考えてやるべきではないのか。

#### 町長

補助事業で実施していることから、この時期となったことをご理解願います。

### 町道の新規改良事業

## 町道の危険な路線の改良工事を

### 危険度・交通量等を考慮し改良を行う

#### 松橋

昨年まで町道2条通り線、今年度は町道旧停車場線等の改良工事が行われておりますが、喜茂別小学校から火葬場までの町道のように夏場のゴルフ場利用客、土取場や廃棄物処理場、火葬場までの大型車両の通行

及び小学校の父兄の送り迎えなどの状況を見ると、道路幅が狭くカーブが急で、冬期間は車がすれ違いできない状態で、非常に危険な町道であると考えております。このような根本的に路線の改良が必要な道路が、数箇所見受

### 独自の町民医療・福祉政策

## 住民の医療や福祉に力点を置いた政策を

### 医療・介護・福祉の連携による効果的な政策展開が重要



近藤 勝己議員

#### 近藤

本町のまちづくりは、国道を中心に多大な投資をしてきており、その政策の展開によって、地域経済の発展や雇用の場の創出などの役割を果たしてきたところであり、これ

からは、過疎対策の一環としても住民の医療や福祉に力点を置いた政策の展開を図るべきと考えます。

本町も各町村共通の住民総合健診などの医療や老人向け公営住宅建設などの政策は実施されていると認識しておりますが、他町村では独自の政策として小・中学生の医療費無料化、福祉灯油など多種多様の独自政策が実施されております。

本町と北大大学院教育学研究科との連携による健診や、子どものピロリ菌検査が他町村に先駆け独自の医療政策として行われてきており、先進的かつ画期的で他に誇れるものであります。今後における本町の医療・介護・福祉政策の進展に大いに期待をしており、新年度予算編成に向けて、本町独自の医療や福祉の方向性と政策実現について伺います。

## 町長

地域の医療環境を取り巻く状況は、医師不足や医療制度改革への対応など多くの課題を抱えており、本町の人口推移を見ますと、単身高齢者

の増加が見込まれ、医療・福祉を取り巻く課題は多岐にわたるものであります。

このような中、町民の皆様がいつまでも安心して暮らし続けるためには、医療・介護・福祉の連携による効果的な政策展開が重要であると認識しております。

現在、北大河口教授を委員長として「喜茂別町安心して暮らせるまちづくり委員会」を設置し、医療・介護・予防・生活支援サービスの在り方について検討をいただいているところであり、これらの検討結果を踏まえ、今後の具体的な事業展開を進めてまいりたいと考えております。

なお、平成24年度予算編成における本町の独自の医療や福祉の方向性と政策実現にあたりましては、次の3点を基本に進めてまいります。

- ①子どもや高齢者を中心とした予防接種と各種健診事業の拡充による予防医療の徹底を図る。
- ②医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを様々な形で有機的に連携させ、高齢でも単身になっても、障害があっても

安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めていく。

③消防の救急体制で、救急医療機関の充実は言うまでもなく、

そこに至るまでの応急処置・救命措置が重要であり、本町に設置されている救急車の高規格化運用を進める。

## 泊原発防災対策

### 防災対策重点地域に繰り入れ要望すべき

#### 近隣町村と協力し国や道等に対して要請する



堀 浩和議員

**堀** 泊原発に対する原子力防災計画では、防災対策重点地域を見直し、半径30キロ圏を目安として拡大すると発表したが、泊原発から50キロ圏の喜茂別町は含まれないと思います。

福島第一原発事故で明らかのように、原発から離れている市町村においても、放射線が多いところがあり、40キロ圏の小樽市は、自然条件を勘案して防災計画を進めるエリアを拡大する

よう要請することでありませう。

また、フランス・アメリカ・中国政府は、事故直後、東京周辺に滞在中の自国民に速やかに国外退去するよう促しており、アメリカは半径80キロ圏内に住むアメリカ人に対して、予防的措置として避難勧告を出しています。

これは喜茂別町にも該当することです。日本海から吹く風向きや地形などから総合的に判断して、防災対策重点地域に繰り入れられるよう、積極的に要望すべきであると思いますが、町長の見解をお聞かせください。

## 町長

福島第一原発事故における放射性物質の拡散は、当初想定された地域より広い範囲に及んでいる状況であり、原子力発電所が一端事故を引き起こした場合の影響の大きさやリスク管理の重要性を、改めて考えさせられた機会でした。

本町も泊原子力発電所から50キロ圏内に位置しており、風向きや気象条件などによつては、その影響は少なからずあるものと考えなければなりませんので、国や北海道、事業者である北海道電力には、事故を想定した放射性物質拡散のシミュレーション



鹿追町議会視察研修

ンを季節、気象条件など、様々なパターンを想定して行い、それを基にした総合的な防災計画が作成されるよう求めているところであります。

事故が発生した場合には、30キロ圏内の方々の避難先として支援体制を採る必要があります。その対応や準備体制については、日頃から防災対策重点地域や北海道との連携も重要で、防災対策重点地域同様であると考えておりますので、近隣町村と協力し国・道等に対して要請してまいりたいと考えております。

## 子育て支援

### 高校の通学費の支援・政策は

#### 来年度から自宅から通学する生徒に一部助成する

## 堀

同世代の子どもを持つ保護者から高校の通学費に関して、多くの意見が寄せられています。

町長は、3月の定例会で「高校がなくなったことにより、大きく子育てや教育に対する方向性が変わろうとしており、今後、高校の通学費の関係は、検討させていただきたい」と答弁しています。

高校の通学費のみならず、高校から札幌へ出る子どもにも子育て支援の形で応援すべきと思いますし、それが、少子高齢化対策・子育て支援・定住促進に向けた取り組みへとつながると思います。

来年度に向けて、何か支援・政策を考えているのか、見解をお聞かせください。

## 町長

高校の通学費については、喜茂別高校が閉校となり、多くの子どもたちが俱知安へ通学することとなり、生徒自身はもとより、保護者の方々の経済的、精神的負担も大きいと伺っており、高校が地元にあったことで、まちづくりに果たす役割の大きさを改めて実感したところであります。

高等学校への進学は、それぞれの意志により選択されるものでありますが、地元に通学する高校がなくなったことを踏まえ、それに代わる高校へ通学する生徒に対する支援を第一義に考え、高校独自に通学費の支援を行っている学校へ通学する生徒を除き、自宅から通学する生徒に対して、通学費の一部を助成することを来年度より実施してまいりたいと考えております。

札幌市の高校へ進学される場合の多くは、将来の大学進学等



を考え、より教育環境の充実した場を求めていることと思われませんが、子育て支援や定住対策の観点から考えますと自宅から通学しながら、子どもたちの向上心を支援する取り組みを検討することが重要であると考えます。

## 将来に向けた農業支援策

## 本町農業の展望を見据えた農業支援策を

## 農業経営基盤を強化する施策を推進する



菊地 光男議員

## 菊地

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、国の政治情勢の流れの中で、非常に不安定で厳しいものとなっております。

野田総理がTPP交渉への参加を表明し、全国の農業関係者に大きな不安と失望を与えており、特に、我が国の農産物の主要な生産地である北海道は、例

外なき関税撤廃により、今後の農業経営において壊滅的な影響を受けると言われており、本町もその影響を受けることが予想され、将来の農業経営に大きな不安を抱くことになると思います。

今後の国内外における農業を取り巻く環境の変化を考えたとき、後継者が希望をもって経営にあたることのできる支援が重要になると思いますし、これまでの本町の農業支援策の検証を行う中で、将来の本町の農業を見据えた農業支援策というものを町長は、どのように考えているのか伺います。

## 町長

TPPが及ぼす影響は、農業に限らず24分野と言われている我が国の社会制度全般にわたる影響が懸念されているところであり、この行方については、注意深く見守っていく必要があると考えております。

農業への影響については、北海道の試算においても、米、小麦、酪農、てん菜の生産に深刻な打撃があり、大規模な土地利

用型農業に相当な影響が及ぶものとされています。

本町は、これまでハウス栽培の振興による集約的で高付加価値型の農業を進めてきており、各種の試算に示されている相当程度の影響が及ぶとされている品目は多くないものと認識しておりますが、TPPでは食品における安全基準や検査方法も含めて、参加国統一の基準づくり



喜茂別町成人式





喜茂別保育所おゆうぎ会

も検討中であり、食の安全や安心といった観点から、大きな影響があるものと考えております。将来の農業の展望を見据えた農業支援策については、次の3つの観点から、今後の農業経営に対して支援を進めてまいりたいと考えております。

①食の安全・安心は、一層、消費者から求められており、生産物の品質を高めるため、土づく

りを更に進めてまいります。

②加工・流通・外食といった食品産業との連携強化を図り、農業所得の向上の取り組みを積極的に進めてまいります。

③ハウス栽培を始めとした高付加価値型農業を受け継ぎ、新規就農者に対する支援に活用してまいります。また、農業生産法人の育成や誘致などの検討を進めてまいります。

後志広域連合参加の総括と今後の取り組み

## 第2次広域計画策定にあたっての町長の視点は

設立当初の趣旨を検証して意見反映する



日下 博文議員

目下

後志広域連合は、平成19年4月に関係16町村を

もって構成され、後志広域連合規約や広域計画に基づき、当面は、税の滞納整理事務、国民健康保険事務、介護保険を行うとされ、現在に至っております。

広域連合スタート時の広域化計画では、権限移譲に伴う町村行財政への圧迫、分権型社会への対応などにより、町村行財政は更に悪化を辿ることを懸念し、広域連合は、区域が持つ豊かな可能性や潜在能力を最大限活かし、関係町村の連携を強化し、更なる行財政運営の効率化を図り、効果的に広域行政サービスの充実を追及していく考えと述

べられています。

町長は、広域連合への参加にあたっては、費用対効果の観点を判断材料とするとの考え方を一般質問の答弁で示され、その後、広域連合設置の規約が提案され、議会で可決し、参加することになりました。

当時我が町は、小規模自治体が生き残り、住民と身近なところで行政サービスを提供する方策として、他町村との合併を模索していましたが、他町村と同じ広域連合の土俵に上がって合併に向かって取り組むことで参加したと認識しております。

現在、第1次の広域計画の期間を終え、今後5年間の広域計画が策定されようとしています。町長は、第1次の広域連合の業務をどのように総括されておられるのか。特に、町村における窓口業務と広域連合による事務の二階建て行政による住民

サービスへの影響の懸念、費用対効果の点、参加によって本町の行財政の効率化が図られたのかについて、総括をいただきたい。

また、第2次の広域計画策定にあたり、喜茂別町長としてどのような視点で取り組まれるのか伺います。

## 町長

後志広域連合は、厳しい財政状況のなか、管内町村が連携して効率的、効果的な行政運営を図り、将来的には管内町村が後志市を形成するという「後志グランドデザイン」に基づき、これまで税の滞納整理事務等の事務を構成町村と連携を図りながら進めてきております。

全体的な総括としては、住民に身近な手続きは構成町村の窓口で実施され、専門的な部分は広域連合が担うことにより、職員を増やすことなく住民の利便性を確保しながら、多様化する住民ニーズに応えていくことが可能になってきていること、派遣した職員が専門性を持って業務にあたることから、幅広い知

識や管内町村の取り組み状況を細かく知ることができ、職員の育成に大きく寄与しており、これは広域連合ならではのメリットと考えております。

また、税の滞納整理についても広域連合での専門的な取り組みによって、実績が上がっており、国保・介護においても徐々に統一的な考え方で運営を図ることにより、効率性や財政的なメリットが出てくるものと認識しております。

二階建て業務については、住民に対しては大きなトラブルはないと認識しております。

費用対効果については、多様化する制度や地方分権が進むなかにあつて、実務として、また訓練の場として考えた場合に、マクロ的な効果があると認識しておりますが、料金の統一など各々の町村の考え方に違いがあり、財政的には本町が期待することが大きかったこともあり、期待に及んでいないと感じております。

第2次計画の策定にあたってどのような視点で取り組むのかありますが、大きく3点の考



きもべつロックフェスティバル2011

え方で進めてまいりたいと考えております。

①第1次計画の総括を踏まえ、効率的で効果的な業務運営を更に追及するとともに、広域連合の専門性の確保に向けた取り組みを進めるよう要請してまいります。

②規約に定められている事務項目について、具体的なタイムス

ケジュールの作成を行い、より具体的な検討を進めるよう意見反映をしてまいります。

③設立趣旨にありました広域連合を核とした「後志市」形成に向けた取り組みについて、どのように進めていくのか、具体的な議論を進めてまいります。

**目下**

町長は、費用対効果はマクロ的に効果があったというが、16町村あるのでスピード感をもって対応できないことであり、このまま広域連合に参加することが、町長として積極的でない答弁に聞こえたが。

**町長**

16町村あるので、町村長或いは広域連合での合議については、集約しづらいのはあるが、地域によって必要とされる課題は、町村同士が一定の協力をし、進める方法がある。自治体の人口減、高齢化が進み、人材がなくなる時代は、すぐ目の前にきており、広域を通じてノウハウ等を蓄積していくことが大事である。

**目下**

集約しづらい16町村でなく、羊蹄山麓位の大きさであれば、意志の疎通、施策もスピーディに立てられ、メリットがある。

国保、介護保険の事務については一定の評価をしているが、保険料やサービスを統一できるかは、相当厳しいものだと思う。広すぎる広域連合を追うので

はなく、もう少し小さな単位で連携を模索した上でなければ、最終的な後志市を目指した構想は、無理だと思うが。

**町長**

現在、介護保険料の統一の点で手間取っているが、統一した場合、本町の保険料を上げなければならぬので、本町では相当な議論が出てくる



デイサービスクリスマス会

が、その時代に応じたサービスに対応するため、統一は必要なことである。

小さな連携の点は、広域連合を分解することではなく、今後の研究課題と捉えており、本町としても消防や社会イノベーション、インターネット等の課題別事業で連携を進めている。

**目下**

広域連合での事務がどんどん増えると、自分たちの考えを反映することが少なくなるという、相矛盾したことになる。

広域連合が進み、権限移譲なり、連携が進むとそちら任せになってしまい、地方自治の部分で希薄になると思うが。

**町長**

広域連合にどんどん移行することは考えにくいと思う。

事務的に淡々とやれるものは進めるべきで、町村独自の政策を広域連合の項目にするべきでないと思う。

**目下**

そのことを踏まえて、介護保険料等の一元化に取り組む認識でいいのか。

**町長**

介護保険等に限って言えば、当然なことであり、サービスの提供と料金統一は一体のものであるべきで、本町はサービスの充実を担保しながら、住民目線、住民主体で考えていく。



# 決算特別委員会審議要旨

## 館内委員

平成20年度に寄付を受けた土地、通称「交流の森」の伐採にかかった経費はどのくらいか。

## 桜井産業振興課長

交流の森は、伐採計画及び伐採後の森の育成と植樹の方法を検討委員会により検討し、伐期を迎えていたカラ松、天然林を伐採し、立木の売払い金額から経費を差し引いた金額の高い方と契約を結び、その契約金額は、35万2千5百円です。

## 館内委員

立木の売払い金額は、いくらだったのか。

## 桜井産業振興課長

カラ松が1百56万8千円、上の方の天然林が11万9千円、下の方の天然林が38万2千5百円で、合計2百6万9千5百円です。

## 館内委員

売払い金額が2百6万9千5百円、プラス35万何がしで、それで整備することなのか。それとも、販売代金から35万2千円を引く張ったのか。

## 桜井産業振興課長

売上げ合計が、2百6万9千5百円、経費が1百71万7千円で、その差し引きが収入で35万2千5百円です。

## 館内委員

木材業界に関して良く分からないが、普通、現地を見に行つて買う人は何ぼかかると、それで何ぼで売ってくれという入札となると思うが、その辺、かかった経費がこうだかといって、わざわざ複雑にしている感じではないか。  
過去に、パークゴルフ場の木を切った時、今後直すとか、改めるとかの答弁だったと思うが。

## 内村副町長

交流の森の売買については、産業振興課長が説明したとおりですが、事業のやり方として、売上げを収入に充てて、工事費を歳出でみるという方法もある。民間の売買でも、立木の価格と伐採に係る金額を差し引いた金額で商取引をしているのが一般的な山林の売買の事例です。  
この件は、指名願いを提出している2社により、価格について提出いただき、適切に行ったものです。

## 近藤委員

平成22年度から始まった、地域おこし協力隊について、町長としてどのような事業評価をしているのか。

## 菅原町長

全体評価としては、地域を改めて知る、或いはクローズアップする点で、10人頑張っていた点で大きな成果が得られた。

また、地域のお年寄りの方々に限定すると、好意的に捉えられたと認識しており、地域事情

のなかで、合わない点が多少あったとは思いますが、一つの試みとして認めていただいていると思う。

## 近藤委員

協力隊の支援に、農業高齢者に対する事業はあったのか。

## 細田総務課長

高齢者世帯の農業者への支援事業はあった。

## 近藤委員

この事業に対する町民の声も寄せられており、支援要請しても農作業の支援はできないとの回答があったと聞いている。

老夫婦が収穫期に手伝って欲しい気持ちはあるのに対し、支援ができないのでは、この事業の意味は成さないと思うが。

## 菅原町長

近藤委員からの指摘はそのとおりであり、実際、役場の方にも、そういう声が届いていた。

協力隊は、最終的には何らかの形で起業するなり、勤めるなどの目標を掲げており、農業支

援に関しては、試行的なことで行ってきたもので、農業支援が行き届かなかったことに関しては、理解願いたい。

### 近藤委員

再委託について何うが、一つの団体に委託して、その団体が更にどこかに委託するようなことが行われているのか。

### 内村副町長

再委託という定義のものは、本町にはないと思う。ただ、アウトソーシングの部分で構成員に対する業務の割り振りがあるうかと思うが、今後、誤解のないよう執り進めていく必要があるので、検討していく。

### 近藤委員

旧農協の石造り倉庫の件ですが、当時解体費用の予算が3百41万3千円、その石を備品の扱いとしているのか。また、管理簿といったものがあるのか。

### 細田総務課長

石造り倉庫は、まちづくり交付金事業で郷の駅情報発信プラ

ザに活用することで解体し、ひび割れや損傷しているものを公園造成の時に活用する計画だったので、帳簿等に残していない。

### 近藤委員

郷の駅トイレの外壁と公園に使ったのは把握しているが、残りはどうしたのか。

### 細田総務課長

破損がひどく、保存状態も良くなかったので、水の郷まちづくり基金を活用して、比羅夫神社の修繕に使用し、残りの15枚を富士見台の方で活用する計画です。

### 近藤委員

解体した当時の新聞報道によると、歴史的建造物の保存の観点から引き渡しを受けるとの町のコメントだったが、当初の使用目的は。

### 菅原町長

石造り倉庫は、農民が大変な努力で建てたもので、大火の際にも生き残り、喜茂別町の激動する中での、生き証人的なもの

である。

まちづくり交付金が計画されていたので、それと併せて、過去の文化として残していく考えであった。

### 近藤委員

町長は、思ったとおりに石が使われたとの見解か。

### 菅原町長

結論的には、思ったようには使えなかった。石造り倉庫を解体した際に、石が半分に切られているもの、裏から漆喰や木で補強されているものが相当数あることが分かった。

郷の駅のインフォメーションセンターやトイレにもっと多く使用したかったが、将来的に考えると限度があり、非常に残念な想いであった。

### 近藤委員

歴史的建造物の保存が達成できなかったのは、政策の失敗と判断するが、町長の所見は。



決算特別委員会議場

### 菅原町長

当初見ていたものと、少し形を変えざるを得なかった点で、失敗と言われても弁解の余地はないと考えるが、最大限近い形で活かしてきたことで理解願いたい。

### 近藤委員

税や使用料等の歳入確保の件で、監査委員からの意見も厳しいものであり、納入義務の公平

性からも抜本的な歳入確保のための対応策を講ずるべきと思うが。

## 内村副町長

税や使用料等は、個別に滞納者の管理台帳の整備、夜間や土日を含めた滞納者との折衝、休日の納税相談といった対策を講じている。

大口の滞納者で、町からの呼び出しに応じていただけない方には、今後、議会で議決いただき、訴訟の提起を含めた対応策を採る。

## 近藤委員

情報公開の観点から、町広報で積極的に財政状況の公表ができなにか。また、決算監査の意見や定期監査の結果を掲示板だけでなく、町広報で公表できないか。

## 内村副町長

財務状況の公表は、条例及び法的に定められており、町広報、ホームページへの掲載という形で行っている。なお、見易さ等の工夫について努めるとともに、

IP告知端末で上手くできるか検討する。

## 吉見代表監査委員

質問に沿うよう、情報の公開を行う。

## 越後委員

昨年、国税の軽減のため条例改正したが、その際、限度額の引き上げをし、その影響を受けるものが約8名と答弁されたが、結果はどうだったのか。

## 酒井税務室長

平成22年度の限度超過の世帯数は、24世帯、軽減世帯は、2百24世帯です。

## 越後委員

条例改正のとき、2年程度の想定だったが、明年以降の施策は。

## 菅原町長

国保の中心である農業者の軽減になればとの観点で条例改正したものの、結果、1億円を超える基金に積み上がった。この要因は、後期高齢者医療制度に

係る交付額が増えたことによるもので、保険税を闇雲に減額したり、国の最高限度額に合わせるとなると、喜茂別町の実情に合わなくなる。

この基金の使い道は、特定健診の受診率を現在の倍位に上げる必要がある中で、その検討を進める。

## 越後委員

国保税は資産割が入った4項目、介護保険料は資産割がないが、これの見直しを行わないのか。

## 菅原町長

この地域に住んでいたく上で、税の配分という考えにより、定住策のひとつとして資産割については議論していく。

## 越後委員

国保基金が1億円を超えている状況で、恒久減税とするのか、また、今後とも増えていった場合はどうするのか。

## 菅原町長

基金は基本的には加入者の貯金だと考え方で、国保の精神に

則って処置していく必要がある。検診や医療の充実の観点で、使用することもあり得るが、議会や加入者に説明できる使い道の議論を進める。

## 松田委員

地域おこし協力隊員を5地区に2名ずつ配置しているが、1名欠員と聞くが事実なのか。

## 内村副町長

9月に本人より、東北の震災の方にボランティア活動として行きたいという申し出があり、本人の強い意志を踏まえ、退任を認めた。

## 松田委員

採用時点で、この過疎の地域で協力隊員としての役割を果たしたいとの意志があったから、採用したと思うが、退職理由が震災地に行ってボランティア活動することでは、理解しがたいが。

## 内村副町長

採用時は、この過疎の地域で、ボランティア活動の経験を高齡



者の生活支援を含めたものに活

かしたいとの意志であったが、東北の状況を目の当たりにしたとき、何とか自分も震災の手伝いをしたい気持ちが高まったことを本人から聞いている。

その気持ちを抱えたまま、業務に従事した場合、色々な問題等が発生しても困ることと、本人の強い意志であることを踏まえ、異例なことであるが、退任の形を採った。

## 松田委員

緑の分権改革の事業は、原発事故等を経て、地域で消費するエネルギーは地域で生産という機運が高まり、時様を得た事業である思うが、この成果が得られるような事業を、次年度から考える余地はないものか。

## 内村副町長

平成23年度も昨年の実証実験を含めた委託事業の申請を行ったが、採択されなかった。

次年度以降も、再利用エネルギーの関係も含めて、様々な観点で取り組んでいく。

## 日下委員

水道料金の統一について、留産・比羅岡地区の住民の方々の話し合いを含めて、統一化に向かつて進められているのか。

## 菅原町長

今後の歳出抑制につながることであるので、何とか統一したいと進めている。地域の方々は、過去のいきさつの中から、承服できないとお話をいただいている。

比羅岡地区の水道は、管が古く途中の水抜きもなく、一箇所破れば全部詰まってしまう通常の水道の在り方とはかなり違うもので、この解決をすることが公的な町としてやるべきことである。

## 日下委員

水道管等が老朽化しており、将来の修繕費について基金を積むことを含めて、どう検討しているのか。

## 菅原町長

これまで予定が立たなかったのは、財政的な問題が大きかった。

た。

財政調整基金も6億を超え、少し余裕をもって将来の予測されるものに、基金を取っておくことができるようになったが、水道だけに限定するか、公共施設全体にするかについて、議論をしていく。

## 日下委員

公共下水道区域外の地域の整備計画は、アンケートを取りながら進めていくことになっているが、どのような形で整理していくのか。

## 内村副町長

平成23年度において、各戸の要望関係のアンケートを取ったなかで、相当数の方が、合併処理浄化槽の整備を望まれる結果であった。

現在、道と平成24年度から事業が進められるよう協議している。

この整備の方法について、今後のまちづくり懇談会や整備推進にあたっての説明会などで、地区の皆さんに事業推進にあたっての意見を伺って進めていく。

## 委員会活動報告

### 経済常任委員会

#### 下水道区域外の排水

#### 施設整備事業等の調査

11月28日に委員会を開催し、次の事項に関して調査を行った。

①下水道区域外の排水施設整備事業

7月に実施したアンケート調査結果では、回収率約93%、うち設置希望者が1百8戸で約55%であった。

浄化槽個人設置型における工事費は、5人槽で1百45万円と排水設備費60万円で、合計2百5万円であった。

②耕作放棄地の解消に向けた取り組み

農業委員会による農地パトロールの調査では、20年度では17.1haであったが、22年度は11.3haとなり、耕作放棄地は減少している。

23年度は、喜茂別町利用集積円滑化団体により、地域の担い手等に農地の利用促進を図っている。

③産業振興施設構想の進捗状況  
喜茂別町産業活性化検討委員会の答申書の内容に基づいて、農・商・工連携による新たなまちづくりとして取り組む課題についての説明を受け、その内容についての意見交換を行った。

### 議会改革調査特別委員会

#### 議会活性化の取り組みに

#### 関する視察研修

11月1日、十勝管内芽室町と鹿追町の議会に、議会議員研修と兼ねた先進地視察研修を行った。

芽室町では、議会活性化の取り組みについて議会運営委員長からの説明を受けた後、「芽室町議会活性化計画」に掲げられている項目で、議会報告会の課題を中心に意見交換を行った。

報告会は、平成21年度から実施し、最初は町に対する要望が

多く出され、それを行政側に伝えることであったが、3年目の今年は、運営委員会で議論を重ね、議会が対応する仕組みを検討しているとのことだった。

鹿追町では、議会基本条例策定経過について議会運営委員長から説明を受けた後、基本条例に規定されている政務調査費、議会広報活動、反問権、反論権等に関する意見交換を行った。



芽室町議会視察研修

### 議会改革に関する検討

12月7日の委員会では、次の項目について協議した。

① 喜茂別町総合計画に係る議決の取り扱い  
地方自治法から策定義務と議会の議決事項から削除された事由についての議論を行い、喜茂別町の最上位計画である総合計画の基本構想及び実施計画につ

いては、自治法第96条第2項の規定による議決事項とした。

② 反問権について  
反問権は、質問した議会議員

に対し、執行者側から行うものであるが、質問内容の確認の観点で認めるべきとした。

③ 住民対話について  
この課題は、継続して議論を行うことにした。

## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。  
ざいます。

昨年は、東北の震災に始まり、本町においても春先の冷害から台風被害と大変な年でした。

12月の定例会では、5名の議員からの一般質問と議案等々が審議されました。

一般質問に関しては、議会活動としての一定の成果が得られたと感じているところでありますが、現在、個々に勉強し、議員同士で意見をぶつけ合いなが

ら、議会改革等を進めつつ、議会活動をしています。

気がつけば、もう新しい年を迎えていて、振り返ると、まだまだ、納得できるような議会活動ができていないと思いますので、もっともつと勉強して、不撓不屈の精神で、この一年やっていきたいと思っています。

何かご意見、ご要望がございましたら、各議員、若しくは議会事務局までご連絡ください。

広報編集委員会

副委員長 松橋 正樹